

平成27年台風第18号による大雨等により



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency
(旧住宅金融公庫)

住宅に被害を受けられた方へのお知らせ

この度の災害で被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

独立行政法人住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）から、住宅に被害を受けられた方に住宅の建替え、補修等に必要な資金の融資に関する相談窓口を次のとおりお知らせします。

また、ご返済、火災保険等のご請求または機構団体信用生命保険に関するご相談窓口を裏面のとおりにお知らせします。

1 災害復興住宅融資に関するご相談窓口

住宅の建替え、補修等に必要な資金の融資に関しては、住宅金融支援機構（お客さまコールセンター）でご相談を承ります。

住宅金融支援機構お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）

0 1 2 0 - 0 8 6 - 3 5 3（通話料無料）

■ご利用いただけない場合（PHS、国際電話等）は、次の番号におかけください。

TEL 048-615-0420（通話料金がかかります。）

■営業時間：9時～17時（祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。）

<災害復興住宅融資の概要>

■融資金利【平成27年9月17日現在】

◆建設・購入の場合	基本融資額	年 1.00%
	特例加算額	年 1.90%
◆補修の場合		年 1.00%

*お申込み時の金利が適用される「全期間固定金利」です。

*金利の詳細及び最新金利は、お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）にお問合せいただくか、インターネットをご覧いただける方は住宅金融支援機構ホームページ（<http://www.jhf.go.jp>）でご確認ください。

■融資限度額

◆建設の場合

基本融資額（建設資金）1,650万円＋特例加算額 510万円

※土地取得資金を融資できる場合があります。

◆補修の場合

730万円（引方移転または整地を伴う場合は＋440万円）

*各所要額（建設費・補修費等）が上記の金額よりも低い場合は、各所要額が限度となります（10万円以上10万円単位）。

■ご利用いただくためには

地方公共団体等の公的機関が発行した「**り災証明書**」の提出等の条件があります。

*このお知らせでは、災害復興住宅融資の概要をご案内しています。

融資制度の詳細は、お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）にお問合せいただくか、インターネットをご覧いただける方は住宅金融支援機構ホームページ（<http://www.jhf.go.jp>）でご確認ください。

2 ご返済に関するご相談窓口

住宅金融支援機構融資（フラット35及び旧住宅金融公庫融資を含みます。）を受けて現在ご返済中のお客さまで、この度の災害が原因で返済に不安のある方は、返済方法の変更等について、お申込みいただいた取扱金融機関の窓口でご相談を承ります。

3 火災保険等のご請求に関するご相談窓口

① 特約火災保険をご契約のお客さま

（地震・噴火またはこれらによる津波による被害の場合は特約地震保険をご契約のお客さま）

住宅金融支援機構特約火災保険では、火災、落雷、風災、水災等の事故による損害に対して保険金が支払われる場合があります。詳しくは、特約火災保険幹事保険会社の損害保険ジャパン日本興亜株式会社でご相談を承ります。

損害保険ジャパン日本興亜株式会社＜事故サポートセンター＞

0120-727-110（通話料無料）

■受付時間：24時間 365日

*なお、特約火災保険の事故のご連絡については、インターネットでも受け付けています。
詳しくは、損害保険ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<http://www.sjnk.co.jp/>）をご覧ください。

② 特約火災保険以外の火災保険等をご契約のお客さま

お客さまがご契約されている保険会社等にお問合せください。

4 機構団体信用生命保険に関するご相談窓口

機構団体信用生命保険特約制度に加入されているお客さまがお亡くなりになった場合等のお手続や特約料のお支払に関しては、住宅金融支援機構（お客さまコールセンター）でご相談を承ります。

住宅金融支援機構お客さまコールセンター（団信専用ダイヤル）

0120-0860-78（通話料無料）

■ご利用いただけない場合（PHS、国際電話等）は、次の番号におかけください。

TEL 048-615-3311（通話料金がかかります。）

■営業時間：9時～17時（土日、祝日、年末年始は休業）